

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

[ ] 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字窪五二七番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

㊦ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二千六百二十八平方メートル

(変更後) 五千九百九十二平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場一 百十五台

(変更後) 駐車場一 百十二台

駐車場二 六十九台

合計 百八十一台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 駐輪場一 三十二台

駐輪場二 三十台

合計 六十二台

(変更後) 駐輪場一 三十二台

駐輪場二 三十台

駐輪場三 十六台

合計 七十八台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 荷さばき施設一 七十二平方メートル

荷さばき施設二 二十四平方メートル

荷さばき施設三 二十四平方メートル

三箇所（荷さばき施設三箇所合計）百二十平方メートル

(変更後) 荷さばき施設一 七十二平方メートル

荷さばき施設二 二十四平方メートル

荷さばき施設三 二十四平方メートル  
荷さばき施設四 四十八平方メートル  
四箇所（荷さばき施設四箇所合計）百六十八平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

（変更前）廃棄物保管施設一 十八・三立方メートル  
廃棄物保管施設二 三・四立方メートル  
二箇所（廃棄物保管施設二箇所合計）二十一・七立方メートル  
（変更後）廃棄物保管施設一 十八・三立方メートル  
廃棄物保管施設二 三・四立方メートル  
廃棄物保管施設三 十・八立方メートル  
三箇所（廃棄物保管施設三箇所合計）三十二・五立方メートル

㊦ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）株式会社ハローズ 午前零時  
未定 午前八時

（変更後）株式会社ハローズ 午前零時  
株式会社セリア 午前八時  
株式会社ジュンテンドー 午前七時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）株式会社ハローズ 午後十二時（二十四時間営業）  
未定 午後十二時

（変更後）株式会社ハローズ 午後十二時（二十四時間営業）  
株式会社セリア 午後十二時  
株式会社ジュンテンドー 午後九時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

（変更後）駐車場一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）  
駐車場二 午前六時三十分から午後九時三十分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）二箇所

（変更後）三箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設三 午後十時から午前七時まで

（変更後）荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設三 午後十時から午前七時まで

荷さばき施設四 午前五時から午後十時まで

4 変更年月日

令和七年六月一日

二 届出年月日

令和六年十二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年一月十日から同年五月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課